

教職員のワークライフバランスを 応援するアクションプラン

男女共同参画推進専門委員会では、
教職員のワークライフバランスを応援するためにアクションプランを提案します。



平日の就業時間(8:30~17:15)
以外の会議開催の
原則禁止。

1

部局長等は育児休業及び介護休業
等を取得しやすい環境を整備し、
その制度及び支援体制について

周知徹底する。

2

部局長等は2歳に達するまでの子どもを
養育する教職員については、
授業担当、委員会業務等を

軽減又は免除する。

※3の対象となる教職員は、男女を問わず、単身(配偶者なし・単身赴任等)または、配偶者が就労中(長期療養中等も含む)の者とする。
※ここでいう単身赴任とは、単身赴任手当の受給の有無に関わらず、家族と別に暮らしている者とする。

3

名古屋大学男女共同参画
推進専門委員会 /
男女共同参画センター

問い合わせ先

kyodo-sankaku@adm.nagoya-u.ac.jp
(男女共同参画センター)



メールアドレス